

## 西川郁生氏

企業会計基準委員会委員長



—西川先生が委員長になり、会計基準の国際的コンバージェンスが急速に進展するとの声を聞きます。

言うほどは簡単にはいきませんよ(笑)。委員会での議論は、国内の市場関係者が納得して会計基準を導入することを念頭に行っていますし、公開草案などを通じ直接市場関係者の意見を聞くというデュープロセスを経なければならぬという点で、公表までにかかなりの時間がかかります。目下、新しく委員長に就任したタイミングで中期運営方針を作成しています。委員の任期が三年ですから今後三年間にどのような目標で仕事をするか予め公表する予定です。主な仕事は、やはり会計基準のコンバージェンスに向けた努力を加速させることです。長期的な課題では米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)との間で解決しない可能性もありますし、急にすべてが終わるということ

はありませんが、既に公表している課題について、スケジュール通りに進めていくことがまず重要だと考えています。スケジュールを常に明確にしておくことも大事かもしれません。もともと、本来は今のよう

に会計基準をどんどん作るのではなく、いくつか作ってはマーケットで試し、確認しながら進めていくべきで、企業の財務の方々には国際的なコンバージェンスのせいで負荷をかけて申し訳ないという気持ちもあります。

—国際的コンバージェンスには関係がないという企業もあります。

会計基準を作成する際に具体的にイメージするのは、投資家に対して説明責任を果たさなくてはいけない公開企業ですが、公開企業といっても長年米国基準を採用してきたグローバル企業はごく一部で、東京市場をはじめ、国内で資金調達が進んでしまふ企業がほとんどです。本当に国際財務報告基準(IFRS)との同等性評価やコンバージェンスが必要なのかという考え方もあります。しかし、東京市場には海外から多くの資金が流入しており、日本基準を使っている多くの企業に投資しています。東京市場はローカル市場でなく、日本の会計基準も相当のレベルにあるということが国際的な投資家の共通理解であつてほしいと思います。

—会計基準をめぐる問題点について簡単に整理していただけますか。

企業会計基準委員会(ASBJ)は二〇〇一年の設立以来、国内の制度と会計基準の整合性を図ることを中心に進めてきました。設立当時は会計ビッグバンの最終局面で、課題は企業結合と減損の会計基準でした。その後、会社法、金融商品取引法が制定され、四半期の財務報告が求められるようになるなど、それらに適合する会計基準を作ってきました。国内制度との整合は私たちの使命ですね。

次に国際的な動きに目を向けます。IASBが発足したのもASBJと同じ年です。近年、欧州が市場統合を進める中で、欧州企業の域内資金調達にはIASBが作成したIFRSが必要になり、欧州域外企業もIFRSがそれと同等の会計基準を求められる予定で、それぞれの会計基準が同等かどうかを評価される過程にあります。米国・カナダ・日本の会計基準は途中経過としてはほぼ同等ということなのですが、差異については何らかの追加開示が必要であるという方向になつていくのです。

当初は憤慨していた米国の働きかけがあつて、二〇〇七年からの同等な基準の採用を遅らせ、二〇〇九年から米国基準とIFRSを実質的に相互承認するという動きになっていきます。これを意識して、IASBとFASBは、将来に向けたコンバージェンスのプラン

# 国際的コンバージェンスに 向けた世界に認められる 会計基準を



す。したがって、のれんとか、買収された企業資産の時価評価は発生しません。これを狙つての乱用を避けるために、米国では長年持分プリーング法を排除しようとしてきました。日本ではどちらが買収したか分からないケースも稀にはあるのではないかという趣旨で、プリーング法も残してきたのですが、日本の基準が劣っているという象徴的なものといわれることも多くなってきました。現在の予定では秋までに調査報告書を作成する準備をしています。日本でも現実に企業結合基準の下での合併の例がそれなりに出てきていますので、どの程度、どのような状況でプリーング法が使われたのかを把握し、関係者の意見も聴取して、廃止すべきかどうか方向性を出したいと思えます。

もう一つは「連結範囲」です。米国では議決権の過半数基準、IFRSと日本では必ずしも五〇%強の取得に限らない支配力基準ということになっています。難しいのは特別目的会社(SPE)を連結するときで、もともと議決権という考え方をとることが難しい場合があります。また、日本の場合は支配力要件を満たしていても一定のSPEについては、支配に当たらず、連結しなくてもよいという規程があります。そこで、実際に連結されていないSPEと企業の間にはどのようなものがあるか、まず企業にディスクロージャーをしてもらい、その上で中長期的に具体的な連結範囲の確定をして行く方向で進めようと考えています。今年の三月末にSPEの開示について適用

——会計不祥事の温床となった匿名組合など、もっと幅広く会計のルールを明確にすべきとの声もあります。

昨年まとめた投資事業組合の実務対応報告では匿名組合も範囲に含めました。そもそも組合は株主と取締役との二層構造にはなっておりませんので、支配力基準の考え方を整理する上で組合の業務執行権に注目しました。ただ、業務執行者が常に連結するとは限らず、業務執行者は他の者の緊密者に過ぎない場合もあり、また単に管理業務を行っているに過ぎない場合もあります。

どこまで会計基準が詳細なルールを作るのかは基準作りの基本的な考え方の問題であると思えます。連結については、支配力基準という大きな枠組みがあり、後は応用問題だと思います。その応用問題は監査の現場で解決するのか、あるいはルールが必要なのか、ケースバイケースだと考えています。例えば匿名組合といった形式ごとにルールを網羅的に用意することは現実的ではないかもしれません。

米国ではルールを細かく作りすぎたという意識があり、現在はIASBのようにプリンシプル・ベースに移行すると言っていますが、一度作ったものを簡単に壊すことはなかなか難しいようです。ルールについては米国証券取引委員会(SEC)の市場監督上のニーズもあるでしょう。また、各国で会計基準を作る場合、ルールを求める投資家等のニーズに応えないといけませんから、必要なルールはある訳でそうでないものとの線引きは難しいですね。

——同等性評価の大きな争点・ポイントは何か。  
一つは「持分プリーング法」です。持分プリーング法は企業結合をする際に、買収者も被買収者もなく、完全に対等で、ただくつただけという会計をしま

思います。

(聞き手:日本CFO協会 谷口 宏)